

資料6-1 振動規制法の特定施設（振動規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料6-2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼間	夜間
	午前8時～ 午後7時	午後7時～ 翌午前8時
第1種区域	60デシベル 以下	55デシベル 以下
第2種区域	65デシベル 以下	60デシベル 以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

資料6-3 振動規制法の特定施設に係る届出状況（令和4年3月31日現在）

施設区分 市町名	特定施設数											届出工場事業場数
	金属加工機械	圧縮機	破碎機等	織機	コンクリートブ ックマシン等	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用又は合成 樹脂練用ロール機	射出成形機	合成樹脂用	鋳造型機	
松山市	301	290	3	147	5	8	98	0	18	17	887	201
今治市	105	318	5	4,192	4	7	34	0	6	5	4,676	285
宇和島市	19	58	0	0	8	6	0	0	0	0	91	37
八幡浜市	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	17	4
新居浜市	132	209	7	0	3	15	18	3	15	2	404	116
西条市	40	391	6	519	20	9	10	0	46	6	1,047	133
大洲市	15	9	1	0	4	17	2	0	0	0	48	29
伊予市	26	69	3	0	0	7	20	0	0	0	125	27
四国中央市	55	539	24	35	3	18	107	0	19	0	800	159
東温市	0	4	15	0	0	0	0	0	0	0	19	4
計	694	1,903	64	4,893	47	87	289	3	104	30	8,114	995

資料6-4 振動規制法の特定建設作業（振動規制法施行令別表第2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料6-5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において75デシベル以下	
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
作業時間	1日 10時間以内	1日 14時間以内
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考1 第1号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第1種区域。
 - (2) 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
 - (3) 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔個数の測定器の80%レンジの上端の数値とする。

資料 6 - 6 振動規制法の特定建設作業に係る届出状況（令和 3 年度）

作業区分 市町名	1 くい打機 等を使用す る作業	2 鋼球を使用 して破壊す る作業	3 舗装板破砕 機を使用す る作業	4 ブレーカー を使用する 作業	計
松山市	39	0	0	16	55
今治市	6	0	8	5	19
宇和島市	2	0	0	1	3
八幡浜市	1	0	0	0	1
新居浜市	0	0	0	27	27
西条市	11	0	0	8	19
大洲市	5	0	0	0	5
伊予市	1	0	0	1	2
四国中央市	8	0	1	9	18
東温市	0	0	0	35	35
計	73	0	9	102	184

資料6-7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

区域の区分	時間の区分	区域の区分に対応する規制基準	
		昼間	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第一種区域		65デシベル	60デシベル
第二種区域		70デシベル	65デシベル

備考：振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料6-8 道路交通振動測定結果（令和3年度）

道路名	測定地点	測定年月日	規制区域の区分	振動レベル (dB)		要請限度との比較		
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	四国中央市土居町津根	令和4年1月25日～1月26日	1	44	44	○	○	○
国道11号バイパス	四国中央市下柏町	令和4年2月7日	1	44	44	○	○	○
県道24号大洲長浜線	大洲市白滝	令和4年2月21日～2月22日	1	37	35	○	○	○
第1種区域：3地点		要請限度達成地点数（小計）				3	3	3
		要請限度達成率（%）						100

国道11号	四国中央市三島宮川	令和4年2月2日	2	46	45	○	○	○
国道378号線	大洲市長浜海岸通	令和4年1月25日～1月26日	2	38	38	○	○	○
第2種区域：2地点		要請限度達成地点数（小計）				2	2	2
		要請限度達成率（%）						100

要請限度達成地点数	5
全調査地点数	5
道路交通振動の要請限度達成率（%）	100